

特別交付金に関する論点メモ（区）

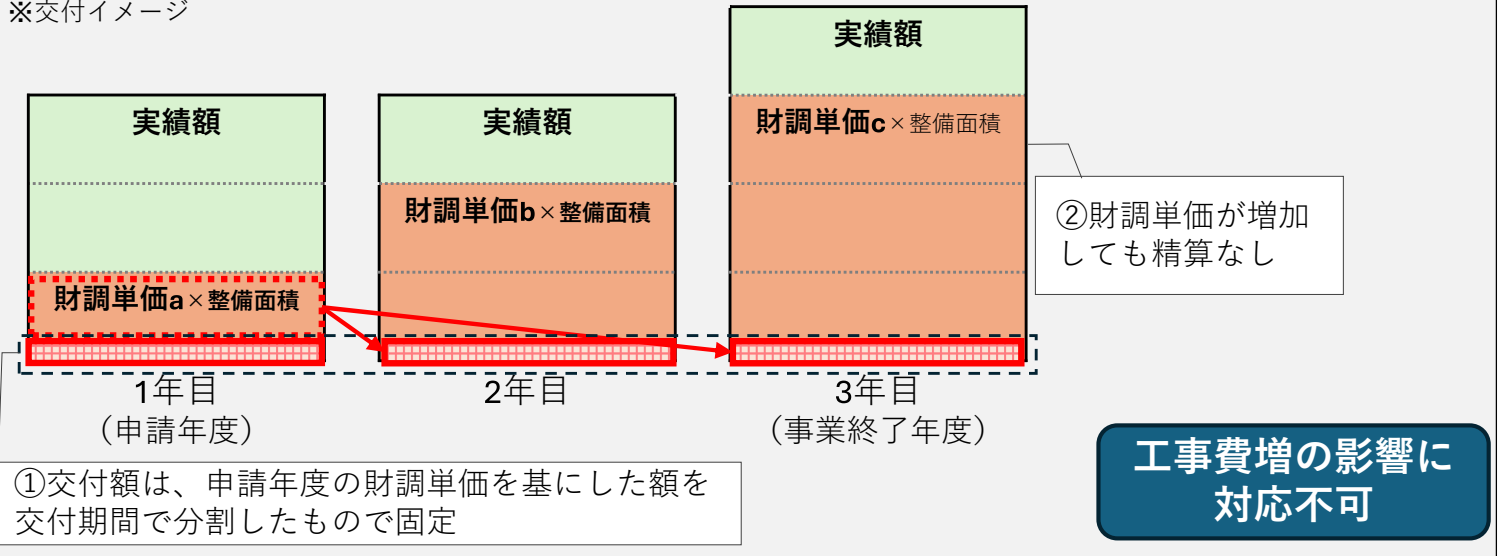
算定項目「C-I」における精算基準の見直し

◆ 財調単価による算定の精算イメージ

◎現状

- ・ 交付額は申請年度の財調単価を基にした額で固定（①） ※下図格子網掛け
- ・ 財調単価が増加しても精算なし（②）
- ・ 建築資材の高騰等に伴う工事費増の影響に対応不可

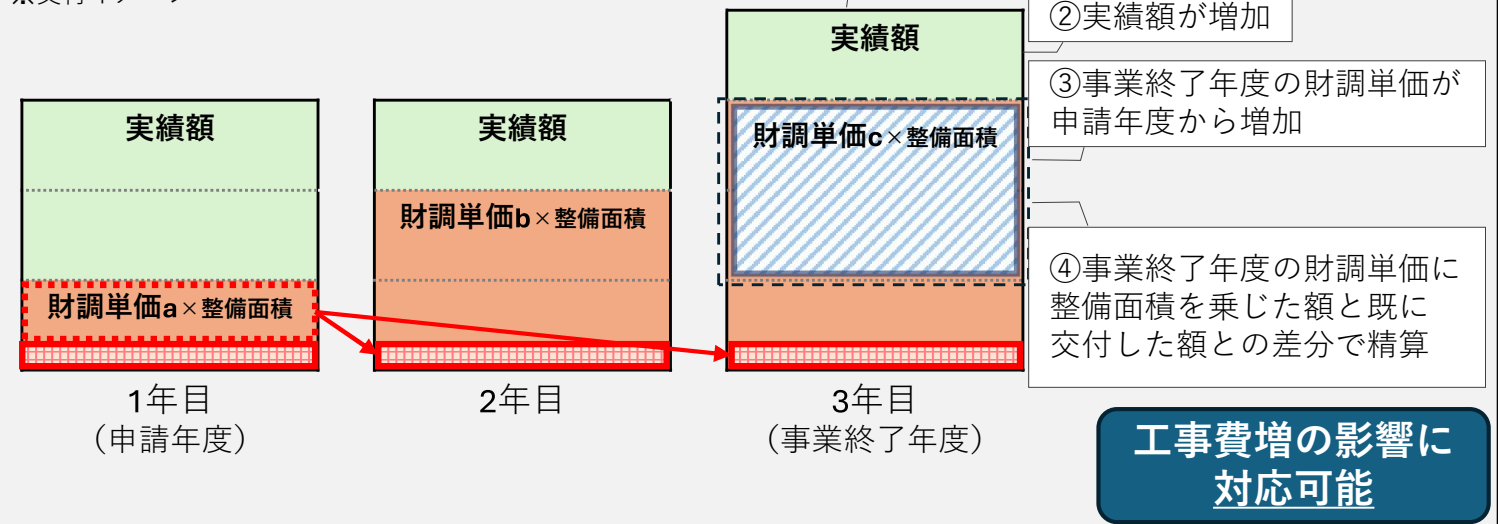
※交付イメージ



◎見直し後

- ・ 事業終了年度に財調単価による算定が実績額による算定を下回る場合（①）で、実績額が増加し（②）、かつ事業終了年度の財調単価が申請年度から増加したとき（③）は、事業終了年度の財調単価に整備面積を乗じた額と既に交付した額との差分で精算（④） ※下図斜線網掛け
- ・ 本精算により、建築資材の高騰等に伴う工事費増の影響に対応可

※交付イメージ



◆「特別交付金の算定に関する運用について」新旧対照表（案）

新	旧
1 申請対象経費 (2) 分割交付 ② 複数年度にわたる事業で後年度負担が多額となるもの ウ 申請年度及び算定方法 申請は、当該事業に着手した年度以降に申請できるものとし、申請年度から終了年度までの期間で総事業費（申請年度以前に事業に着手している場合は、申請年度以前の事業費を控除する。以下同じ。）を把握し、算定額を平準化する。また、確定額との精算は、分割交付の終了年度に行うこととし、算定項目「C-イ」のうち、事業の終了年度に財調単価による算定が実績額による算定を下回る場合で、実績額が増加し、かつ事業終了年度の財調単価が申請年度から増加したときは、事業終了年度の財調単価に整備面積を乗じた額と既に交付した額との差分で精算する。 なお、計画の変更が行われた場合は、変更後の総事業費を計画の変更年度から終了年度までの期間で平準化する。	1 申請対象経費 (2) 分割交付 ② 複数年度にわたる事業で後年度負担が多額となるもの ウ 申請年度及び算定方法 申請は、当該事業に着手した年度以降に申請できるものとし、申請年度から終了年度までの期間で総事業費（申請年度以前に事業に着手している場合は、申請年度以前の事業費を控除する。以下同じ。）を把握し、算定額を平準化する。また、確定額との精算は、分割交付の終了年度に行うこととする。 なお、計画の変更が行われた場合は、変更後の総事業費を計画の変更年度から終了年度までの期間で平準化する。
附則 この運用は、令和6年度から適用する。	附則 (新設)